国家食品クラスターは、研究開発(R&D)と輸出中心の食品産業育成のために作られた **食品専門の産業団地です。**

食品とイノベーションが融合するグローバル食品都市

国家食品クラスター

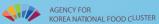












土地利用計画図

■ 位置:全羅北道益山市王宮面一帯

■ 面積: 2,322,932㎡

■ 誘致業種: 食料品製造業、飲料製造業及び関連業種

■ 分譲価格:1㎡当たり154,715ウォン

(3.3㎡当たり511,458ウォン)

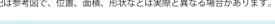


電気供給設備

※上記は参考図で、位置、面積、形状などは実際と異なる場合があります。

産業施設

産業施設



食品産業のすべてを**ALL IN** 大きな可能性を **ZOOM IN** 食品企業の成功、

国家食品クラスターで

叶えられます。





国家食品クラスター入居問い合わせ:1688-8782 www.foodpolis.kr

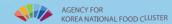
国家食品クラスター支援センター ソウル事務所

全羅北道益山市王宮面トンチョンジェギル110 ソウル市瑞草区江南大路 27 aTセンター 1006号













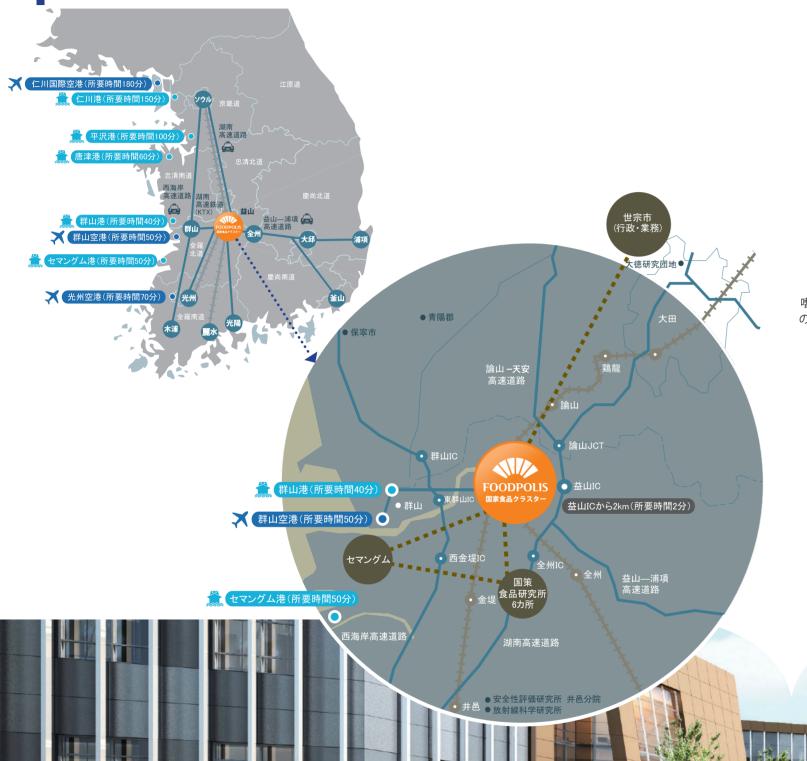




韓国及び海外の食品市場進出に最適な立地環境

グローバル 競争力の向上に特化した支援施設

FOODPOLIS 国家食品クラスター



食品機能性評価支援センター

健康機能食品開発に必要な機能性評価プロセス (成分標準化、効能評価、安全性評価)をワン ストップでサポート

食品品質安全センター

嗜好品質(味、香り、テクスチャー) の向上及び食品の安全確保のための 検査分析をサポート

食品パッケージングセンター

包装の安全性及び包装材の材質分析を通じ、 食品企業が必要とする TFPS(Total Food Packaging Solution) サービスを提供

パイロットプラント

最先端レベルの試験生産施設を構築 各企業に合わせた試作品の少量生産、 委託加工生産、健康機能食品のGMP及び特化施設、 一般食品製造ラインを構築 製品化する際に生じる問題点解消及び技術指導、 教育コンサルティング支援

食品ベンチャーセンター (賃貸型工場)

中小食品企業の食品融合・新技 術を取り入れ、競争力のある企業を 集中育成するための食品専用 賃貸型工場

国家食品クラスター支援センター

入居企業・機関及びグローバル企業のネットワークを繋ぐ役割を果たし、入居企業・研究所のR&D及び輸出などを総合サポート

企業の負担を軽減する様々なインセンティブ

外国企業(外国人投資地域の指定)

- 50年間の土地賃貸(50年の範囲内で10年ごとに賃貸借期間を更新)
- (年間賃借料) 土地取得価額の1%
- *取得価格が1㎡当り154,715ウォン、土地賃借料は1㎡当り約1,547ウォン
- (賃借保証金)取得価額の5%、7,745ウォン/㎡(1年に4回分割払い可能)
- インセンティブの対象になるためには **外国人投資比率30%を維持しなければならず、外国人が筆** 頭**株主であることが必要**

| 区 分 | 内 容 | 減免要件 | 根拠 |
|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------------|
| 国税減免 (法人·所得税) | ·5年間100%減免、 2年間50%減免 | -投資金額3千万ドル (製造業) | 租特法第121条の2 |
| 地方税減免 (取得·財産税) | ·15年間全額減免 | - | 全羅北道税減免条例27条1号 益山市税減免条例23条1号 |
| 對稅減免 | ·5年間輸入される 資本財全額減免 | ·外国人投資金額限度のみ 該当 | 租特法施行令116条の5 |
| 個別消費税減免 | // | // | // |
| 付加税減免 | // | // | // |
| 教育訓練補助金 | ・1名当り50万ウォンずつ6ヶ月 道:企業当り最高5億ウォン 市:企業当り最高2億ウォン | ·20名以上新規雇用の際 教育訓練の際 | 全羅北道投資誘致条例11条。 益山市投資誘致条例19条 |
| 雇用補助金 | -道:1名当り100万ウォンずつ6ヶ月 (企業当り最高10億ウォン) -市:1名当り50万ウォンずつ6ヶ月 (企業当り最高2億ウォン) | ・20名以上新規雇用の際 | 全羅北道投資誘致条例10条、 益山市投資誘致条例18条 |
| ※直接敷地の分譲を受ける場合、敷地買入費用·建築費用·装備購入費用·基盤施設設置 費用等の支援を受けることができ、交渉を通じて決定 | | | 外促法14条の2第1項 |

